

宿泊施設魅力向上緊急支援専門家派遣実施要綱

令和3年11月15日
3産労観受第1331号

(通則)

第1条 東京都が実施する宿泊施設魅力向上緊急支援専門家派遣（以下、「専門家派遣」という。）による支援については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この専門家派遣は、中小企業の宿泊事業者に専門家を派遣することにより、宿泊施設や観光地域の魅力向上の取組を後押しし、観光の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者であって、大企業が実質的に経営に参画していない者をいう。
- (2) 専門家とは、観光及び経営等の専門分野に精通した専門家の立場から事業支援をする者として、東京都から選定された者をいう。

(支援対象者)

第4条 専門家派遣の対象者（以下「支援対象者」という。）は、東京都内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている宿泊事業者をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する団体及び個人は、この要綱に基づく専門家派遣の実施の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団体並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 事業税その他租税の未申告又は滞納があるもの
- (4) 営業に関して必要な許認可等未取得していないもの（ただし、補助金申請後、実績報告時までには営業許可を受ける予定のあるものを除く。）
- (5) 東京都に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っているもの
- (6) 過去に国・都道府県区市町村等から補助事業の交付決定取消し等を受けたもの、又は

法令違反等不正の事故を起したものの

- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの
- (8) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 472 条の規定により休眠会社として解散したものとみなされているもの
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するもの
- (11) その他、事業目的に照らして専門家派遣実施をすることが適切でないと東京都知事（以下「知事」という。）が判断するもの

（支援事業実施期間）

第 5 条 支援事業を実施することができる期間は、知事が別途定める日までとする。

（専門家派遣回数）

第 6 条 専門家の派遣回数は、予算の範囲内で事業実施期間に 1 支援対象者当たり 2 回を上限とする。

（専門家派遣申請）

第 7 条 専門家派遣を受けようとする者は、別表に定める書類を知事に提出しなければならない。

（専門家派遣決定）

第 8 条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を調査・審査の上、専門家の派遣をすべきと認めたものについて、支援を決定するものとし、別紙第 2 号様式により、支援対象者に速やかに通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、第 1 項の審査により、支援しないと決定したときは、その旨を別紙第 2 号様式の 2 により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 9 条 支援対象者は、支援決定後に申請を取り下げるときは、支援決定の通知を受けた日から 14 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第 10 条 知事は、支援決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、支援決定の全

部もしくは一部を取り消し、又はこの支援決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、支援事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 前項の規定による専門家の支援決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他専門家の支援決定後に生じた事情の変更により支援事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合等とする。

(支援事業の内容変更等)

第 11 条 支援対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ別記第 3 号様式による専門家派遣（変更・中止）申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、（1）に掲げる事項のうち軽微な変更についてはこの限りでない。

（1） 専門家派遣の内容を変更しようとするとき。

（2） 専門家派遣を中止しようとするとき。

- 2 知事は、前項による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、その旨を別記第 4 号様式による専門家派遣（変更・中止）承認通知書により支援対象者に通知する。

(状況報告)

第 12 条 知事は、支援事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、支援対象者に対し支援事業の遂行の状況に関して報告を求めることができる。

(支援事業の遂行命令)

第 13 条 知事は、支援対象者が提出する報告、必要に応じて行う現地調査等により、支援事業が決定内容及びこれに付した条件によって遂行されていないと認めるときは、支援対象者に対しこれらに従って支援事業を遂行するよう命ずることができる。

- 2 支援対象者が前項の命令に違反したときは、知事は、当該支援事業の一時停止を命ずることができる。

(実施報告)

第 14 条 支援対象者は、支援事業が完了したとき又は支援事業期間が終了したときは、速やかに別紙第 5 号様式による専門家派遣実施報告書を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 15 条 知事は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、支援決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により専門家派遣の決定を受けたとき又は受けようとしたとき。

（2） 専門家派遣を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。

（3） 専門家派遣決定を受けた者（法人その他団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

- (4) 専門家派遣決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (5) 支援決定の通知を受けた日から知事が別途定める日までに支援事業を完了しなかったとき。
- (6) その他知事が支援事業として不適切と判断したとき。

(調査等)

第 16 条 知事は、専門家派遣期間において、支援対象者の事業所その他必要な場所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

(支援対象者の公表と成果の発表)

第 17 条 知事は、支援対象者を公表することができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、専門家派遣の成果を公表し、また支援対象者に発表させることができるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第 18 条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の支援事業者の措置については、知事が指示するところによる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 15 日から施行する。

別表 宿泊施設魅力向上緊急支援専門家派遣 申請必要書類

No	項目	法人	個人
1	宿泊施設魅力向上緊急支援専門家派遣申請書（第1号様式）	要	要
2	誓約書（第1号様式別紙1）	要	要
3	宿泊施設魅力向上緊急支援専門家派遣計画書（第1号様式別紙2）	要	要
4	印鑑証明書（申請日から起算して3か月以内に発行されたもの）	要	要
5	利用者向けパンフレット等（施設の概要が分かるもの）	要	要
6	営業許可書の写し	要	要
7	その他必要に応じて提出を依頼するもの	必要に応じて	必要に応じて